

土岐市国民保護協議会の設置

- 設置根拠 国民保護法第39条
- 設置目的 市の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く市民の意見を求め、市の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、土岐市国民保護協議会を設置する。
- 所掌事務
 - ① 市長の諮問に応じて、市の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。
 - ② 重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- ※ 市長は、国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、市協議会に諮問しなければならない。
- 国民の保護に関する計画に定める事項
 - 1. 市の区域に係る国民の保護のための総合的な推進に関する事項
 - 2. 市が実施する国民の保護のための措置に関する事項
 - 3. 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
 - 4. 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
 - 5. 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
 - 6. 市の区域に係る国民の保護のための措置に関し市長が必要と認める事項
- 会長 市長
- 委員 国民保護法第40条第4項に掲げられる次の者のうちから市長が任命
(定数35名以内・任期2年)
 - ① 指定地方行政機関の職員
 - ② 自衛隊に所属する者
 - ③ 岐阜県の職員(警察署長を含む)
 - ④ 助役
 - ⑤ 教育長及び消防長
 - ⑥ 市の職員
 - ⑦ 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
 - ⑧ 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者

- 運 営
- ① 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
 - ② 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
 - ③ 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - ④ その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。